摂津市への要請内容と回答

1. 雇用・労働施策

(1) 雇用・労働施策において行政の果たす役割を十分に認識し、市民生活の安定を最大の眼目に、雇用の確保と創出、労政行政の充実のため力強い施策展開を行うこと。その際、大阪府や大阪労働局などとの連携を深め行い、また雇用・労働政策と産業政策とを有効に関連付け、良質な雇用の確保・拡大につなげること。

(回答)

本市は、雇用・労働施策が生活を営むうえでの基本のひとつと理解しており、2002(平成14)年度から地域就労支援事業を立ち上げ、地域自治体として求められる雇用・労働支援を追求し推進してまいりました。今後もこの基調に変わりはなく、大阪府や大阪労働局などの支援を仰ぎながら連携を深め、積極的に地域就労支援事業を推進し良質な雇用の確保・拡大を図ってまいりたいと考えています。

とりわけ、雇用・創出事業の就職フェアにおいては、大阪府総合労働事務所や北大阪地域労働ネットワーク・ハローワークなどと連携し、就労希望者に適性診断やカウンセリングを提供するなど、きめ細やかな支援とともに推進してまいります。

(2) 大阪における雇用状況を改善させるため、政労使の各セクターが連携し取り組みを進める場として「大阪雇用対策会議」を設置し、過去「12万人緊急雇用創出プラン(案)」や「雇用・就労支援プログラム」などの具体的な事業を行ってきた。今後とも大阪の雇用状況の改善に向け、「大阪雇用対策会議」の取り組みと連携し施策を強化すること。

(回答)

本市では、地域就労支援事業を実施するうえで、大阪雇用対策会議で確認された2007(平成19) 年度の「雇用・就労支援プログラム」の重要性を認識しております。また、本市の財政状況の厳しいなかではありますが、2009(平成21)年度も引き続き、地域就労支援事業を推進し、本市の就労相談者のニーズを考慮した、実践的で就労に結び付けることができるような資格取得講座メニューの開講を計画しており、より効果の期待できる就労支援を行ってまいります。

(3) 若年者・高齢者・母子家庭の母・障がい者・ホームレスの人等、特に就労支援を必要としている人に対して、大阪府との連携を深め、かつ福祉施策とも関連させて、地域就労支援事業の充実・強化など、よりきめ細かな取り組みを強化すること。

(回答)

本市地域就労支援コーディネーターは、相談者の状況に応じて随時に大阪府や内部組織の地域

就労支援事業推進会議を通して各部局との連携を図っております。さらに、ハローワークから最新週刊求人情報の提供を受け、市内公民館等8施設に掲示し広く市民に情報提供し、企業への就労を促しており、利用者の視点に立った支援を行っております。

(4) 改正最低賃金法や労働契約法・パート労働法など新たに施行された法令について周知を図るとともに、その趣旨が職場で徹底されるよう企業・経営者団体等に指導を行うこと。

(回答)

本市は、市内の約4,000事業所に広報紙の商工特集号を郵送し、労働の法律改正や就労支援など多くの情報提供を行っております。また、法令遵守のため、商工会や公正採用選考人権啓発推進員の配置を行っている摂津地区人権推進企業連絡会への情報提供に努めております。

(5)【総合評価入札制度未導入の自治体】・・・行政の福祉化の観点から総合評価入札制度を導入すること。また委託先の最低賃金として、少なくとも連合大阪リビングウエイジ額である時間額870円を下回らないよう、契約書・仕様書において定めること。

(回答)

本市は、競争入札制度を採用し厳正な方法により実施しており、総合評価入札制度や連合大阪リビングウエイジ額などは今後の課題と考えております。

(6)「仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) 憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の趣旨を周知・徹底させるよう対策を行うこと。

(回答)

広報などにより周知を図ってまいりますとともに、北大阪地域労働ネットワークを通じて事業 推進に努めてまいります。

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 府域の各エリアで形成されつつある特徴ある産業の集積(例:北部ーバイオ、中東部ーロボット・ものづくり、南部ーナノテク、湾岸地域ー先端電機産業)と、中小・地場企業との結合を深めるよう取り組みを強化すること。

(回答)

本市では、成長有望分野やものづくり基盤技術産業の発展のために大阪府が設置しました大阪府ものづくり基盤技術産業クラスター推進会議のオブサーバーとして情報収集に努め、地域特性に基づいた中小企業者への支援で地域活性につなげる「おおさか地域創造ファンド」を北摂地域地域力連携拠点や商工会と連携を密に図りながら推進しております。

(2) 企業誘致施策について、過年度からの実績などを検証し、より有効な施策に改めて実施すること。

(回答)

地域の活性につながるものとして、本市の地域特性を勘案しながら総合的に検討するものと認識しております。

- (3) 大阪府とも連携し中小・地場企業を力強くサポートする施策を実施すること。
 - ① 使いやすい融資制度の拡充

(回答)

本市は、中小企業の支援のため「摂津市中小企業事業資金融資」を行っております。低利な融資を実施するため金融機関に預託を行い利率を1.2%とし、完済時に保証料の全額と利息の2分の1を給付しております。さらに、平成20年4月からは運転資金の返済期間を延長し4年とするなど負担の少ない融資制度に努め、資金支援を行っております。

(3) -② 地場企業への官公需の優先発注

(回答)

市内企業の育成の観点から、市内企業で対応できない特殊なものを除いては、市内企業へ発注しております。

(4) 中小企業の公正取引の確立に向けて、下請二法や下請ガイドライン等の周知徹底、厳格な 運用について指導を強化すること。

(回答)

適正な運用が行われるよう制度周知に努めます。

3. 行財政改革施策

(1) 行財政改革を進めるにあたっては、まず全住民に対して、どのような自治体にしていくのかというビジョンを示すこと。

(回答)

行財政改革を進めるにあたってのビジョンについては、「行財政改革第3次実施計画新アクションプラン(集中改革プラン)」でまとめており、その期間が平成17年度~21年度であるため、来年度中に、第4次の行財政改革プランの策定を行うこととしています。これらのプランについて、広報紙やホームページを通じて広く市民に示していきます。

- (2) 行財政改革を具体化するに際しては、以下に留意すること。
 - ① 住民の安心・安全を最も重視すること。

(回答)

本市の毎年度行っている行政評価(事務事業評価)において、市民の安心・安全を最も重視し、 それらに係る事業を優先して実施するようにしており、行財政改革を具体化するにあたってもそ の考え方は変わりません。

(2) - ② 生活の基本である「雇用・労働」「産業」「安心・安全」の諸施策については特に重 視すること。

(回答)

世界的な不況によって市民生活の基本が揺らぎつつあるなか、本市は、正規職員の追加募集・ 臨時職員の募集・奨学生の追加募集等を行い、市独自で経済対策・雇用対策を進めており、今後 も生活の基本である諸施策については特に重視します。

(2)-③ 情報公開を徹底し、住民の理解を得ながら進めること。

(回答)

今後も、広報紙やホームページを通じて広く市民に情報を公開し、市民の理解を得ながら進めます。

(2) - ④ 当該自治体に働く人たちが、より前向きに意欲をもって働けるよう、合意を得ながら進めること。

(回答)

この厳しい時代だからこそ、職員が一丸となり前を向いて元気良く働けることが必要です。そのために、今後も現場職員との協議を重ね、職員のやる気の涵養・維持を図っていきます。

(3) 大阪府や国からの権限委譲を積極的に求めること。その際、行政施策の後退を招かないよう財政的な措置の観点にも留意すること。

(回答)

「大阪版地方分権推進制度」に基づき、総務・生活文化・健康福祉・商工労働・環境農林水産・都市整備・住宅まちづくりにおける各種の事務が、個別あるいはパッケージの形式で大阪府から 移譲されており、必要経費が交付されています。

今後においても、市民の利便性向上や効率的な行政運営をめざし、本市の規模や財政状況を勘 案するなかで、事務移譲を申し出たいと考えています。 (4) 地方税財源の充実確保に向け、大阪府とも連携して国に対しても積極的な提言を行うこと。

(回答)

大阪府市長会による「平成21年度 大阪府の施策並びに予算に関する要望書」の中で、次の事項について国に対し強く働きかけるよう大阪府に提言しており、今後も、地方財源の充実確保に向け、大阪府と連携して国に対する提言を行っていきます。

「地方税財源の充実強化に向け、国と地方の事務配分を踏まえ、消費税を基本に国から地方へのさらなる税源移譲を行い、地方一般財源の充実確保を図られたい。」

4. 福祉•医療施策

(1) 地域医療連携体制の構築にあたっては、喫緊の課題でもある救急医療や休日・夜間診療、 小児科医療、産科医療の整備充実に向けた対策を講じること。

また、医師・看護師不足の解消に向け、潜在看護師の活用策や短時間勤務など多様な勤務 体系が導入可能となるような離職防止施策ならびに円滑な職場復帰のための研修制度を構 築するなど、実効性のある対策を講じること。

(回答)

大阪府における医療連携体制や救急医療体制の整備につきましては、「大阪府保健医療計画」に基づき、二次医療圏ごとに構築を図っていくこととなっております。本市は三島医療圏に属し三島保健医療協議会において検討を重ね、地域における初期・二次・三次救急医療体制の機能分担を図ってまいりました。

現在、小児科を含めました休日・夜間の救急医療につきましては、初期救急医療体制として摂津市立休日応急診療所(小児科のみ)及び高槻島本夜間休日応急診療所にて診療にあたっていただいております。入院や手術が必要な重症患者の診療につきましては、三島医療圏では、17の医療機関で固定通年による二次救急医療体制を整備し、小児救急につきましては、愛仁会高槻病院が固定通年制で、その他4病院が輪番制による二次救急医療体制を整備しております。三次救急医療体制としては、大阪府三島救命救急センターが整備されております。産科医療につきましては、医師不足の影響から大阪府においても医療の確保が困難となりつつあり、産科の集約化・重点化が進むものと認識しており、今後とも引き続き産科・小児科を含めた医療体制の整備につきまして、三島保健医療協議会を通じて国や大阪府に要望してまいりたいと考えております。

また、医療機関の許認可や管理指導等につきましては都道府県の所管となり、市としての指導は権限外となります。本市では、摂津市看護師会が組織され、各種研修会の開催や母子・成人健診への協力など積極的な活動をされており、これに対する補助金の交付やマンパワーの活用、支援に取り組んでおります。

(2) 介護労働者の質の向上や人材育成の研修等を充実するとともに、従業員に対する健康診断

や夜間を含む労働時間・労働関係法規の遵守状況、社会保険の加入状況など、事業者に対し て指導監査を実施すること。

(回答)

地域密着型サービス提供事業所につきましては市に指定・指導権限があり、年1回現地に赴いての実地指導を行い、関係法規の遵守とサービスの質の向上について、助言・指導を実施しております。

その他の事業所につきましては都道府県に指定・指導権限があり、集団指導・実地指導・監査をそれぞれ実施されているところであり、市としましても市内の事業所が対象となる場合は同行するなどして、引き続き実態把握と助言に努めてまいります。

(3) 障がい福祉サービスの利用者負担については、「障害者自立支援法の円滑な運営のための改善策」に基づく軽減措置期間が終了し、見直しが図られる。障がい者の自立支援と社会参加促進の観点からも、利用者が必要なサービスを利用できるように、大阪府と連携し、助成制度の拡充などを行うこと。

(回答)

障害福祉サービスの利用者負担については、平成19年4月の特別対策に続き、平成20年7月に 緊急対策が実施されました。その内容は、最大10分の1の利用者負担の軽減と合わせ、障害者に ついては所得判定の基準をこれまでの世帯全体から本人及び配偶者に改め、障害児については所 得要件を緩和するというもので、一定の資産要件はあるものの、平成20年7月以降の利用者負担 は大幅に軽減されております。本市でも、この緊急対策に合わせ市町村事業である地域生活支援 事業において所得判定基準の改正を実施し、利用者負担の軽減に努めております。

なお、この軽減措置は、当初平成20年度限りとされていましたが、平成21年度以降も継続されるとともに、7月には資産要件が撤廃され、より利用しやすい制度になるという情報を得ており、 国の動向を注視しています。

(4) 昨今増加しているメンタルヘルスの課題に対応できるよう、医療機関や健康保持増進施策 の充実を図ること。

(回答)

平成14年度からスタートした「健康せっつ21」で、健康づくりを効果的に推進するために取り組むべき課題のひとつに「休養・心の健康づくり」を掲げ、多くの関係機関が、乳幼児をはじめ小中学生から中・高年齢者に至るそれぞれの年齢層を対象に、ストレスマネジメントやカウンセリングなど心の健康づくりに関する講座の開催や啓発チラシの配布等を行っています。また、保健所の実施する個別の「こころの健康相談」では、保健所と連携しながら相談窓口の提供等を行っております。

なお、市内では精神科を標榜する医院が1医療機関あり、相談ケースの紹介等の支援・連携を

図っております。

5. 子ども教育・男女平等施策

- (1) 男女が共に働きながら安心して子どもを生み育てられる環境づくりは、社会の継続性のうえからも重要である。よって社会全体での子育て支援対策の推進に向け、市町村において策定している「次世代育成支援行動計画」について以下の観点から充実・強化を図ること。
 - ① 保育所の待機児童の早期解消
 - ② 多様な子育て支援ニーズに応じた保育制度のさらなる拡充(休日・夜間・延長保育、ファミリーサポート事業など)
 - ③ 地域コミュニティとの関わりの検討及び総合的な子育て支援体制の強化
 - ④ 保育現場での不安定雇用の増加は保育の質の低下を招きかねないため、安定的・継続的 な施設運営ができる制度の改善

(一括回答)

(1)①~④について、保育所の待機については定員の弾力運用等で解消に努めるとともに、保育ニーズ調査等から今後の需要量の推計を行い、平成21年度に策定する「次世代育成支援行動計画」の中で今後の保育所整備について検討していきます。

本市の保育施策については平成17年3月に策定しました「次世代育成支援行動計画」に基づき進めています。平成18年度に病後児保育、平成19年度に休日保育を新しく実施し、延長保育や一時保育、地域子育て支援拠点事業の拡大等を進めてきたところです。平成20年度に子育て支援の現状とニーズの調査等の取り組みを行い、その結果を基に後期計画策定のなかで今後の子育て支援の充実・強化について検討していきます。

正規職員の不補充が続いていましたが、平成19年度から新規職員を採用し、退職者の補充を行っています。退職者の増加に伴い、培ってきた保育の質の継承と人材育成のための研修の充実に努めていきます。

(2) 市町村において策定している「次世代育成支援行動計画」に基づく、子どもを見守る観点から、学校における児童の安全確保のための小学校の警備員配置を継続し、児童の放課後対策についてもさらに強化を図ること。

(回答)

小学校での安全確保の観点から市民ボランティアを中心とした受付員の配置を継続してまいります。

また、児童の放課後対策として、放課後子ども教室(わくわく広場)を週1回、市内全小学校内で実施しており、学童保育室事業も全小学校の専用教室等で実施しています。今後も放課後に子どもたちが安全に安心して遊んだり宿題したりできる居場所として、また保育に欠ける児童の生活の場所として、「わくわく広場」及び学童保育室事業を継続して取り組んでいきます。

(3) 大阪府と連携し、子どもの成長段階に応じて、「働くこと」や「社会を担うこと」など労働関係法令の基礎知識に関わる教育の実施や、きめ細かな指導が可能となるよう小学校1・2年生での35人学級編制を行うこと。

また、地域・企業・学校が連携をした「ものづくり教育」の情報と機会を積極的に推進すること。

(回答)

小中学校では主体的に生きる態度や豊かな勤労観・職業観を育めるよう、発達段階に応じた進 路指導が実施されています。

義務教育のスタートにおけるきめ細かな指導を様々な教科・領域で行うため、小学校1・2年 生での35人学級編制が引き続き行われるよう、大阪府に対し今後も要望をしていきます。

また、学校が地域住民や地域企業と連携して「ものづくり教育」等を推進することについては、 その機会づくりや情報提供に可能な限り努めます。

(4) 児童虐待防止法に対応した施策の充実及び児童相談所等における相談・支援の体制整備と機能強化を図ること。

(回答)

今後とも児童虐待防止法に対応した対策の充実と相談・支援の体制の充実に取り組みます。また、児童虐待防止の啓発活動として「オレンジリボンキャンペーン」の取り組みを進めるとともに、要保護児童対策地域協議会として、関係機関が連携して早期発見・対応に取り組んでいるところです。

(5) 配偶者暴力防止法の改正により、市町村自治体においても、①配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画の策定、②配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすことができる施設の設置、が努力義務となった。よって住民のより身近な行政主体である市町村において、積極的に対策を図ること。また、市町村は大阪府との連携のもと、地域実情に合った支援体制の整備を行うとともに、相談窓口などDV防止法の内容を広く周知すること。

(回答)

本市においてもDV相談の件数は近年増加の傾向にあり、地域住民の最も身近な行政主体として積極的な対策を講じる必要性を認識しております。しかし一方で、狭隘な市域及び住民の地域密着度の高さからDV被害者を市域内で保護することは非常に危険かつ困難であり、大阪府内はもとより関西圏も視野に入れた広域的な被害者保護の取り組みが必要と考えます。

今後とも摂津市ドメスティック・バイオレンス (DV) 防止ネットワーク会議等の充実を図り、 庁内関係各課ならびに警察や大阪府関係機関との連携強化に努めるとともに、DV相談の窓口や DV防止法の内容については、市広報紙及び男女共同参画センター情報誌等、あらゆる機会を捉 えて情報発信に努めてまいります。

また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画の策定 につきましては、「摂津市男女共同参画計画(せっつ女性プラン)」の基本課題の一つに「女性に 対するあらゆる暴力の根絶」を掲げていることから、女性プランの中で位置付けを行う方向で今 後検討してまいりたいと考えます。

(6) 市町村自治体において、「男女共同参画行動計画」が策定されるよう取り組みを行うこと。 また、行動計画の推進にあたっては、大阪府との連携・協力を一層進め、市町村における計画の推進や相談体制の充実などの取り組みを活性化させること。

(回答)

本市においては、平成19年3月に平成19年度から23年度までの5ヵ年を計画期間とする「第2期摂津市男女共同参画計画(せっつ女性プラン)」を策定し、関係各課が施策推進担当課となって計画の推進に努めているところです。

また、相談体制の充実を図るため、摂津市ドメスティック・バイオレンス(DV)防止ネットワーク会議に実務担当者会議を設け、具体的な事象に基づきセーフティネットの構築等をテーマに意見交換を行うなどの取り組みを行っております。

6. 環境・街づくり・平和人権施策

(1) 【「地球温暖化防止計画」策定済自治体】・・・地球温暖化の原因となる温室効果ガス(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなど)の削減に向けて、施策を強化すること。また計画目標達成のためにも、①道路交通網を整備し、慢性的な渋滞解消を図ること、②温室効果ガス削減の観点から現インフラの有効活用につながる公共交通利用をさらに推進すること、③民生部門(家庭・オフィス)など対策強化する部門を明確化し、工夫をして府民・市民への啓発に努めること、など早急に取り組むこと。

(回答)

大阪府域では、地球温暖化とヒートアイランドという 2 つの温暖化現象に直面しており、「大阪府温暖化の防止等に関する条例」の改正が平成17年秋に行われ、条例では、事業活動における温室効果ガス及び人工排熱の抑制対策として、一定規模の特定事業者は計画書の策定義務や削減実績の報告が課されております。本市においても、全公共施設を対象とした温室効果ガスの排出抑制等を目的とした 2 期目の実行計画「せっつ・エコオフィス推進プログラム II」を平成18年度に策定し、種々の省エネルギー対策を進めております。

民生部門においては、平成17年度より「打ち水大作戦」や「グリーンカーテン」の推進などの施策を継続実施しております。今後におきましても、民生部門の CO_2 削減を目的にした「環境家計簿事業」の推進、また、市民団体との協働による雨水タンクの推進等に取り組み、市民の環境意識の高揚に努めてまいります。

また、大阪府と連携し千里丘ガード及び十三高槻線等の整備を進めるとともに、引き続き阪急京都線の連続立体交差事業に向けた調査検討を行います。

(2) リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再利用)の「3R」の取り組みを推進させ、ごみの減量化や分別収集の徹底などの施策を一層充実させること。そこで、大阪府のごみのリサイクル率(10.5%)を早期に全国平均並み(19.0%)にするために、各自治体においても、大阪府と連携して施策を強化すること。また食料廃棄物の削減及び同廃棄物をバイオなどで有効活用するための施策を講ずること。

(回答)

平成19年度の本市のリサイクル率は16.3%です。全国平均並みにするためには、できる限り廃棄物を排出抑制し、大阪府と連携してさらなるごみの減量化・分別収集の徹底でリサイクル率を上げていくことが必要と認識しております。

現在、そのための施策として、厚紙やお菓子の紙箱・包装紙などを資源分別収集することによる「もやせるごみ」のさらなる減量化、「もやせないごみ」のステーション収集を戸別収集に変更することによる分別の徹底、ペットボトル収集を月1回から月2回収集に変更することによるリサイクル率アップ等、を図っているところです。事業系ごみとしましても、現在行っている「小規模事業所の紙資源無料回収」「公園剪定枝のチップ化」のさらなる拡大と並行し、事業者への訪問指導の強化によるリサイクルの促進等のごみ減量施策を推進してまいります。

食品廃棄物の発生抑制・再生利用・減量の実施・再生利用等はすべての食品関連事業者に課せられた責務であり、食品リサイクル法に該当する事業者に対して訪問を行い、食品リサイクルに関する情報の提供を行ってきました。今後も、食品リサイクル制度の見直しの状況を見据えながら、事業者における発生抑制や食品リサイクルの取り組みが進むよう普及啓発活動を進めてまいります。

(3) 大規模災害に備え、避難場所への誘導標識の増設、避難場所の確保、緊急医療体制の整備、 土石流対策・河川改修・海岸整備を推進させること。特に災害時の一時避難場所となる公立 学校の耐震化率が低い自治体は、優先して改善する施策に取り組むこと。また府民・市民の 安全を守る観点から、住宅の耐震性能判断・耐震改修工事に対する補助制度を早急に確立・ 拡充し、相当分の予算を確保すること。

(回答)

避難場所への誘導標識の増設については、現在ある標識に分かりやすい表示マークを入れるなど新しくしています。また避難場所の確保については、公共施設など地域住民が利用しやすい場所を指定しています。いずれも増設については、今後も推進していきたい。緊急医療体制の整備については、健康推進課とともに関係医療団体や国や府などの関係機関に働きかけていきます。

また、地震防災対策特別措置法に則り、学校施設等の耐震補強工事実施に必要な耐震二次診断を行います。木造住宅の耐震化促進のための支援制度につきましては、平成19年度より耐震診断

補助金制度を創設したのに続いて、平成20年度より耐震改修補助制度を創設したところです。今後は、両補助制度の普及に力を入れ、市民が安心して暮らせるまちづくりを推進していきたいと考えております。

(4) 府民生活の基本となる「安心・安全な生活」を確保するため、大阪府警などとも連携し、 治安対策を強化すること。さらに、登下校時の子どもを地域で見守るといった地域における 安全施策を高めるよう、施策を充実させること。

(回答)

PTAが中心となって活動しています「子どもの安全見守り隊」、地域自治会が中心となって活動しています「セーフティパトロール隊」、また民生児童委員が中心となって活動しています「見守り支援活動」等、地域によっていろいろな取り組みが行われていますが、それらの団体とも連携を図りながら通学路における子どもの安全対策の充実に向けた取り組みを進めてまいります。

(5) 大阪特有の食文化と地元農水産物を生かした消費拡大と地元生産者の収入増、食料自給率の向上、生産物輸送による温室効果ガス削減などの観点からも、「地産地消」を推進させること。また各自治体での食料自給率や地産地消の取り組みの目標値など設定すること。

(回答)

本市の特定農産物の「鳥飼なす」の耕作地の拡大を図り生産量の増加をめざします。また、市 民農園の拡大を図り、市内での農産物の消費拡大を図ります。食料自給率についての計算は各自 治体レベルでは困難なことです。国に対して食料自給率の向上について大阪府農業会議を通じて 要望していきます。

(6) 人権を救済するための法整備に向けて国に働きかけ、そして大阪府とも連携して、人権啓 発活動も強化すること。

(回答)

人権擁護推進審議会から出された平成13年5月の人権侵害による被害者の救済に関する施策についての答申、同年12月の人権擁護委員制度の改革についての追加答申を踏まえ、第154通常国会に人権擁護法案が提出されたが、その後、第157臨時国会における衆議院解散に伴い同法案は廃案になったところである。本市としては、大阪府・大阪府市長会・大阪府町村長会と連携しながら、真に独立性・迅速性・専門性を備えた実効性のある人権救済に関する法制度の確立を、平成21年度に向けた要望の中で国(法務省)に対して要請したところである。

また、高度情報化社会の進展に伴いインターネットを悪用した中傷・差別事件等、新たに取り 組んでいる啓発活動をはじめ、人権課題の解決に向けた啓発活動について大阪府と今後とも連携 を強化して取り組む。 (7) 戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代につなげていくためにも、平和の大切さを強調する施策の充実を図るとともに、平和発信機能の強化を行うこと。

(回答)

本市では、毎年7・8月を平和月間と位置付け、公民館や図書館をはじめ市内の公共施設において、啓発展・映画会等を実施している。また、約600の市内事業所にも呼びかけての平和黙祷の実施、啓発展会場では摂津市原爆被害者福祉協議会と連携した「原爆の語り部」の活用等、戦争の悲惨さと平和の尊さを訴えている。今後も、市民の共感が得られるような取り組みをめざしたい。